



一復第一七一六号

第一復員局業務處理部関係事務處理要領

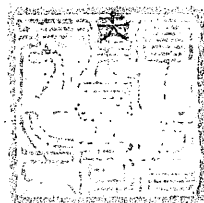
昭和二十三年一月九日

厚生省復員局長 上月良

資料整理部長殿

首題の付別紙の通りこれを定める。

通知先 第一復員局、局内部隊



0670

第二復員局残務処理部関係事務処理要領

昭和二十三年十一月
復員局

第二復員局残務処理部（以下単に処理部という。）

一 関係の争発は、左の如くこれ进行处理する。
人事関係

(一) 従来第二復員局限りにおいて処理した事項は、処理部自体においてこれを行方。

(二) 大臣官房との関係を有する事項については、直接処理部より秘書課に連絡する。

二 文書取扱

(一) 大臣官房を經由して処理するものの中処理部のみに関係するものについては、直接官房秘書課に連絡する。
(二) 復員局長名によるべき文書は、復二第 号の番号を以てこれ进行处理する。

三

経理事務については、差当り従来通りこれ进行处理する。